

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000429 横川ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字滝地内
	種類	業務委託
概 要	概要	機械設備保守点検業務 取水ゲート12門、洪水吐ゲート2門、 ホロージェットバルブ2基、導水路ゲート2門、 分水ゲート2門、除塵機2基
	名称	株式会社 I H I インフラ建設 東北支店
相 手 方	代表者	支店長 石黒 忠史
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区本町一丁目1番1号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	本業務は、横川ダムの機械設備保守点検業務である。点検業務には当該業者が開発設置した既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000430 高の倉ダム機械設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高倉字細倉地内
	種類	業務委託
相 手 方	名称	株式会社丸島アクアシステム 東北支店
	代表者	支店長 渡邊 秀典
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務は、高の倉ダムの機械設備保守点検業務である。点検業務には当該業者が開発設置した既存装置との互換性及び特殊器具を必要とするため他社での履行はできないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

# 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000436 農業用水利施設等除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区区内一円
	種類	業務委託
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、主に機械による農道等の除草を行うものである。現在作業員の確保が困難な中で南相馬市復興事業協同組合には29社が加入し作業員の確保ができています。また、市内全域の農道等の状況を把握しており、市からの業務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 [ 経済部農林整備課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000472 農業水利施設等保全再生事業（南相馬地区）ため池放射性物質対策詳細調査及び対策工設計業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田字隠町地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	農業用ため池 25池 詳細調査 25池 現況調査1式、空間池底線量測定1式 解析業務1式、点検取りまとめ1式 実施設計 25池 深浅測量・平面測量1式、図面作成・数量計算1式 施工計画及び仮設計画1式、工事費積算1式
	名称	福島県土地改良事業団体連合会
相 手 方	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  当該業者は、福島県内のため池の特性・状況等について見識があり、当市においても令和元年度の詳細調査を実施したことから、当市のため池について熟知しており、最も効率的に業務を行うことができる。 また、本業務を行うためには、国が定めた「ため池放射性物質対策技術マニュアル」の指針により、日本原子力開発機構と福島県土地改良団体連合会が共同開発した「セシウム水中測定検出器」機材の使用が必須であり、他企業への貸出しや同等の性能の機材が無いことから、当該業者と随意契約を行いたい。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000514 林道除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区飯崎地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	除草業務（3路線） 年2回（7月、10月） 延長 L=3,058.4m 除草 A=18,350.4㎡
	名称	南相馬市復興事業協同組合
相 手 方	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、主に機械による林道の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合は数多くの市内業者で構成されており、作業員の確保ができること、また、市内全域の林道状況を把握しており、市からの業務に十分対応できることなど、本業務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約とするもの。	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000582 東町団地給水設備改修設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区東町二丁目 地内
	種類	業務委託
概要		給水設備改修設計業務委託 東町団地 RC造3階建て 12戸 設計範囲 給水設備改修
相 手 方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤 雄幸
	所在地	福島県 福島市 中町7番17号
根 拠 規 定		地方自治法施行令第167条の2第1項
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明		【具体的に記入すること】  当該業務は、市営住宅の給水設備等改修に係る設計業務委託であり、既存の施設・構造に精通している必要があるため、本施設の設計者である当該業者と随意契約するもの。
工事等担当課名 〔 建設部建築住宅課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

## 随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2022000777 令和4年度泉官衙遺跡史跡公園復元地形造成実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区泉字寺家前地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	【実施設計業務】 国史跡泉官衙遺跡について、令和3年度に実施した基本設計業務に基づき、古代の地形を復元した造成の実 設計を行うもの。 設計業務 史跡造成等実施設計・排水設計 一式 測量業務 方眼測量 A=1.8 ha 用地測量 A=1,251 m <sup>2</sup>
	名称	有限会社 ウッドサークル
相 手 方	代表者	代表取締役 中田 英史
	所在地	東京都 中央区 日本橋人形町二丁目16番2号4階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を 受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】  本業務は、国史跡泉官衙遺跡の保存を図りながら、史跡公園として造成等を行う設計業務である。当該業務に おいては、史跡の発掘調査状況、自然地形・地質を熟知し、また古代に存在した歴史的な造成技術を踏まえて、 郡庁院の発掘遺構から当時の造成地形を復元のうえ現地に再現する復元設計を行うものである。造成においては 、地下に埋蔵されている遺構の保存に影響のないよう十分に配慮し、文化財の保護と公園整備の両立を図る必要 がある。 当該業者は、令和3年度泉官衙遺跡整備基本設計業務委託を実施した委託業者であり、史跡の整備事業設計業 務について実績を有するとともに、本業務の内容を熟知していることから、当該施設整備にかかる保存活用の趣 旨を的確に捉え、確実に履行できるのは当該業者のみであることから随意契約としたい。	
工事等担当課名 [ 教育委員会教育委員会事務局文化財課 ]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、  
当該理由書の作成を要しないものとする。